

停止期間中の更新手続

運転免許の効力の停止中で、更新期間に入っている場合の免許更新手続きです。

手続は平日のみです。

通常の更新とは別に手続が必要となりますので、時間に余裕を持ってお越しください。

受付時間終了間際に来庁された場合、次の受付回の講習をご案内する場合があります。

更新期間内で、免許証住所を広島県内に有する方が対象です。

免許証住所が広島県外の方は、広島県内の住所に変更が必要（更新と同時手続き可能）です。

更新期間について

運転免許停止処分書に記載されている有効年の誕生日前後 1 か月間

例：4 月 1 日が誕生日の場合、3 月 1 日から 5 月 1 日までが更新期間となります。

免許証の有効期間の末日が、土曜日・日曜日・振替休日・祝日及び年末年始（12 月 29 日から翌年 1 月 3 日）に当たる場合は、当該休日後の最初の平日まで有効です。

更新受付時間、講習開始時間は「更新手数料・受付時間・講習時間講習手数料」をご参照ください。

受付場所・日時

- 広島県運転免許センター・東部運転免許センター

月曜日から金曜日

更新受付時間、講習開始時間は「更新手数料・受付時間・講習時間講習手数料」をご参照ください。

- 住所地を管轄する警察署等

受付日時については、各警察署のページでご確認ください。

※ 下記の警察署では更新業務を行っていません。

広島中央、広島東、広島西、広島南、安佐南、安佐北、佐伯、廿日市
尾道（因島分庁舎を除く。）、福山西、福山東

持参物

- 運転免許停止処分書

- 更新連絡書（更新の通知はがき）

- 手数料（更新手数料・講習手数料）

更新受付時間、講習開始時間は「更新手数料・受付時間・講習時間講習手数料」をご参照ください。

- 有効年の誕生日で 70 歳以上になる方

- ・ 高齢者講習終了証明書
- ・ 認知機能検査結果通知書（該当する方のみ）
- ・ 運転技能検査受検結果証明書（該当する方のみ）

- 外国籍の方（現在マイナ免許証を保有している場合は持参する必要はありません。）

- ・ 在留カード又は特定在留カード

- ・ 特別永住者証明書又は特定特別永住者証明書
- ・ 在留期間等が記載された住民票の写し

※ 現在許可を受けている在留期間によっては、受付できない場合があります。

- 記載事項変更の証明書類（住所・氏名等に変更のある方）

変更内容を証明する証明書等が必要です。詳細は「記載事項変更の必要書類一覧」をご参照ください。

- 眼鏡・補聴器等（視力・聴力に不安のある方）
- 申請用写真1枚（警察署等で更新する方及び免許センターでの更新で写真持込希望の方）
縦 3.0cm×横 2.4cm、6か月以内に撮影したもの、無帽・無背景、正面・上三分身

※ 詳しい規格については、「免許証用の写真の規格等について」をご確認ください。

規格に適合しない等の理由により、写真持込をお断りする場合があります。

- 有効なマイナンバーカード（マイナ免許証を希望する方）
- マイナンバーカードの署名用電子証明書用暗証番号（マイナ免許証を希望する方）

注意事項

- ・ 連休明けの第1回目の受付時間は、多くの方が来庁するため混雑します。
混雑時等は、次の回の講習をご案内する場合があります。
- ・ カラーコンタクトレンズは、写真撮影時には装着できません。
- ・ マイナ免許証を保有する方は運転免許の効力停止中のため免許情報の記録は行いません。
- ・ 免許センター内にはATMはありません。